

役員及び評議員の報酬等

並びに費用に関する規程

公益財団法人海外子女教育振興財団

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 13 条及び第 28 条の規定に基づき、公益財団法人海外子女教育振興財団（以下、「財団」という。）の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤理事とは、理事長及び業務執行理事をいう。
- (2) 非常勤役員とは、常勤理事以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び印鑑証明等公的機関からの証明に係る手数料の実費相当額をいう。

(報酬の支給等)

第 3 条 常勤理事に対しては、その職務遂行の対価として報酬を支給する。

2 常勤理事の報酬は月額とし、次のとおりとする。

- | | |
|------------|----------|
| (1) 理事長 | 736,500円 |
| (2) 業務執行理事 | 475,500円 |

3 非常勤役員及び評議員に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬の日割計算)

第 4 条 月の中途において就任又は退任した常勤理事の報酬は、日割計算（1 か月を 20 日として計算する。）により支給する。ただし、死亡により退任したときの当月分の報酬は、その全額を支給する。

(賞与の支給)

第 5 条 常勤理事に対しては、毎年 6 月 1 日及び 12 月 1 日を基準日として、賞与を支給する。ただし、基準日までの在職月数が 6 月に満たない者については、評議員会が別に定めるところにより減額することができる。

- | | |
|------------|---------------------------------|
| (1) 6 月賞与 | 報酬月額にその 20% を加えて得た額の 100 分の 220 |
| (2) 12 月賞与 | 報酬月額にその 20% を加えて得た額の 100 分の 250 |

(退職手当の支給)

第 6 条 常勤理事の退任に当たっては、その任期に応じ退職手当として、役員退職慰労金（以下、「慰労金」という。）を支給する。

(慰労金の額)

第 7 条 慰労金の額は、当該常勤理事が履歴した役職ごとに、当該役職在任時の最終報酬月額に

在任年数（在職月数を12で除した数。以下同じ。）を乗じ、さらに2.4倍して得た額を求め、その後それぞれの額を合算して得た額とする。

（功績加算）

第8条 会長は、評議員会の決議により、当該常勤理事の在任期間中の功績を勘案し、履歴した役職ごとに、当該役職在任時の最終報酬月額に在任年数を乗じ、さらに次の範囲内の割合を乗じて得た額を求め、その後それぞれの額を合算して得た額を前条の規定によって得た額に加算することができる。

- | | |
|-----------|-------|
| （1）理事長 | 30%以内 |
| （2）業務執行理事 | 20%以内 |

（在任年数等の計算）

第9条 在職月数の計算については、就任の日から暦に従って計算するものとし、1か月に満たない端数が生じたときは1か月とする。

（端数処理）

第10条 慰労金の計算において、100円未満の端数が生じたときはこれを切上げる。

（報酬、賞与及び慰労金の支払い）

第11条 報酬、賞与及び慰労金は、本人申出の本人名義の金融機関の口座に振り込むことによって支払う。

- 2 報酬は、毎月20日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときは、直前の休日でない日に支払う。
- 3 賞与は、6月10日及び12月10日に支払う。ただし、それぞれの支払日が休日に当たるときは、直前の休日でない日に支払う。
- 4 慰労金は、原則として支給事由の発生した日から1か月以内に支払う。
- 5 慰労金は、当該常勤理事が死亡したときは、その遺族に対して支払う。
- 6 前項に規定する遺族の範囲及び順位については、「労働基準法施行規則」に定めるところによる。

（通勤費の支給）

第12条 通勤費は、交通機関を利用して通勤する常勤理事に対して、6か月単位の定期乗車券の額（300,000円を限度とする。）を支給する。

（費用の支払い）

第13条 役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担する、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公表）

第14条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第15条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、この公益法人の設立登記の日から実施する。
2. この法人への移行前の財団法人海外子女教育振興財団（以下、「旧財団」という。）の常勤理事であった者が、引き続きこの法人の常勤理事となった場合におけるこの規則の運用に当たっては、当該常勤理事は旧財団常勤理事となったときからこの法人の常勤理事であったものとみなす。